様式第５号（第12条の５第４項関係）

**１週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地（電話番号） | 常時使用する労働者数 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 業務の種類 | 該当労働者数（満18歳以上の者） | １週間の所定労働時間 | 変形労働時間制による期間 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |

　協定の成立年月日　　　　　年　　月　　日

　協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　又は労働者の過半数を代表する者の | 職名氏名 |

　協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☐（チェックボックスに要チェック）

　上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐（チェックボックスに要チェック）

　　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用者  | 職名氏名 | 　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　 | 労働基準監督署長殿 |

記載心得

１　協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第６条の２第１項の規定により、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

２　本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第５号（第12条の５第４項関係）

記入例

**１週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地（電話番号） | 常時使用する労働者数 |
| 宿泊業 | ヒューマンテラス旅館株式会社 | 東京都港区南青山３丁目－○－○電話　03-××××-×××× | ２０人 |
| 業務の種類 | 該当労働者数（満18歳以上の者） | １週間の所定労働時間 | 変形労働時間制による期間 |
| 全業務 | １８人 | ４０時間 | 毎年４月の第一月曜日から |

　協定の成立年月日　　●年　３月　１５日

　協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　又は労働者の過半数を代表する者の | 職名　営業課主任氏名　×××× |

　協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

　　（　　　投票による選挙　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☑（チェックボックスに要チェック）

　上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☑（チェックボックスに要チェック）

　　●年　３月　２５日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用者  | 職名氏名 | 代表取締役飛万　照寿 |

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　三田　　　　　　　　　　 | 労働基準監督署長殿 |

記載心得

１　協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第６条の２第１項の規定により、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

２　本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。